

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）】

つくば市福祉部障害者地域支援室

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

本市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指しています。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要です。この促進に取り組み、本市が目指すまちを実現するため、「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

水戸市手話言語その他の意思疎通手段の利用促進に関する条例、笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例

○ 未来構想における根拠又は位置付け

- Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち
- Ⅱ－1 地域が支え合う、医療、介護、福祉の実現

○ 関係法令、条例等

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進についての基本理念、市、市民、事業者の責務を明確にすることで、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する施策を総合的に実施し、障害の有無によらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちの実現に寄与することができます。

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案） 概 要

条例制定の趣旨

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要である。この促進に取り組み、つくば市が目指すまちを実現するため、本条例を制定する。

目 的（第1条）

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得利用や意思疎通の促進に係る基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

基本理念（第3条）

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段を、可能な限り、その障害の種類や程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報を、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

責務に関する規定（第4～6条）

- 市の責務（第4条）：市民、事業者、国、他の地方公共団体やその他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。
- 市民の責務（第5条）：障害者による情報の取得利用や意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。
- 事業者の責務（第6条）：基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項の規定（※）に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項（抜粋）

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

施策の実施（第7条）

- (1) 障害者による情報の取得利用や意思疎通の促進に関する施策
- (2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の普及や啓発に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策